

調 書 (決定)

| | |
|---------------------------------|--|
| 事件の表示 | 令和2年(ヤ)第119号 |
| 決定日 | 令和2年7月17日 |
| 裁判所 | 最高裁判所第三小法廷 |
| 裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 | 宮崎裕子 戸倉三郎 林景一 宇賀克道 林晴 |
| 当事者等 | 申立人 <input checked="" type="checkbox"/> 同代理人弁護士 |
| 対象事件の表示 | 最高裁判所令和元年(オ)第1587号, 同年(受)第1961号 (令和2年3月17日決定) |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

令和2年7月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官



これは正本である。
同日同庁
裁判所書記官

